



九条の樹

東久留米「九条の会」ニュース 第48号
2014年1月発行・東久留米「九条の会」
代表者 古田足日・連絡先 鈴木Tel 042-473-9489
http://members3.jcom.home.ne.jp/higashikurume9/
メール: higashikurume9@jcom.home.ne.jp

日本国憲法 第9条

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

ホームページは 東久留米「九条の会」で **検索**

訪問インタビュー

東久留米九条の会代表で児童文学者の古田足日さんを事務局が訪問。にこやかな表情で出迎えていただき「リハビリやマッサージ、発声練習、歯医者さんなどが訪問してくれて毎日埋まっている」とのこと。

古田さんの「大きい1年生と小さな2年生」がアニメ化され、3月公開予定とのこと。安倍内閣のこと、古田さんの今後の計画など、お話しいただきました。

中国、朝鮮との歴史の事実、子どもたちに伝えたいこと

そら恐ろしい安倍内閣

僕らの生きた時代は満州事変から中国との戦争、どんどん戦争が広がっていった時代で僕も軍国少年だった。同じことを安倍がやるうとしている。安倍は愛国心と言うことを言ってる。僕は愛国心

という言葉にどれだけ傷つけられたか。それが又ひ孫の世代に及ぶ、そういうところにそら恐ろしさを感じます。今は小さく見えていても思いがけず大きな現象になることもある。



教科書を統制していく事と、もう一つ教育委員会をつぶしていくこととして。そして道徳教育を強めようとされている。僕たちの子どもにはいい事も書いてあるから大きな所で、だまされてしまう。

加害の歴史をきちんと見る

結局、一人一人の国民の問題ではないか。これまで憲法九条が守られてきたのは、国民の戦争体験があったと思います。ただ、戦争

でつらかった、ひどい目にあったという体験。体験者はだんだんいなくなるわけだし、それが、なぜそうなったのか、という所まで考えてこなかった。

戦後になって、「だまされていった」という言葉がよく言われました。僕はその言葉が嫌いでした。「だから自分は悪くなかった」というのはおかしいと思うんです。だまされる自分であってはダメなんだと思います。それをもっときちんと見ていこう、というのが戦後もつとあつて良かった。なかなかそこまで行かなかった。僕達国民がもっと考えていかなければいけないということと、もう一つ、みんながもっと声を上げる体制を作れないものか、と考えています。

先の戦争のことで言えば、アメリカ、イギリスなどがアジアを侵略したように、日本も中国、朝鮮を侵略していた。そこをきちんと振り返っていません。愛国心がいわれて、尖閣諸島の問題で国を守る

るといふ事で国防軍を作れとかいうことになりかねない。憲法でも諸国民の平和を愛する精神の信頼にたつて武力ではなくて外交で解決すると書いていますね。

田中正造のこと

田中正造と言う人が昔いて、天皇に直訴を出したんです。足尾銅山の鉱毒に反対する事から始まって、渡良瀬遊水池を国が作るうとする。すると谷中村が水没する事になる。それに反対を続けていくわけです。田中正造は「国とは何か」と言うことを言ってる「国とは国民なんじゃないか」と。田中正造の本はだいぶ出て、子ども向けのものも出ています。学校や図書館でも普及してほしいです。

秘密保護法については僕たちの会でも声明を出そうかと言っていたんですが、僕は今電話も

出来ない状態で、出来ませんでしたが、あれだけ反対の声が上がりましたがね。僕のように上げたくても上げられなかったものもいます。今後のために、今黙っている人、迷っている人もいろいろ話し合っていく事が大事じゃないかと思えます。

今後の計画

自分の仕事で、きちんとしてこなかったと思うことがあって、気がつくのが遅かった。三十年来考えてきたんですが、それを企画として新しい戦争児童文学という長編小説集を出そうと考えたわけなんです。韓国に三一独立運動というのがありまして韓国では有名ですが日本の子どもたちは知らない。ちゃんとした長編児童小説としてそれを書くものがほしい、朝鮮韓国を差別してきた事をちゃんと書く、ということをやろうと考えてきたわけなんです。短編集

はうまくいったんですが、長編集が、ある程度すすむかどうか。そして人に書け書けと言う以上、自分も書かなければならないんです。短いものでも書きたいです。

学習会報告

集団的自衛権と憲法9条

憲法の語り部となろう



金子勝 教授

2013年11月10日(日)

東久留米市立中央図書館視聴覚ホールで、DVD「STOP戦争への道」上映と、立正大学教授の金子勝さんを講師にお招きし、学習会を開催しました。

63名の参加者があり、映画もよかった、わかりやすかった、

もつと聞きたかった、九条の解釈の話、初めて聞いておもしろかったと感想が寄せられました。

(以下学習会内容の要約です)
◆新たな「改憲情勢」

衆参両院で改憲派が総議員の3分の2以上の議席を占めました。このことは日本国憲法の歴史が始まって初めてのことです。それによって、日本国憲法の現実的危機が出現しました。今後、衆議院は「安倍連立内閣」を国民の力で解散に追い込まない限り3年間総選挙はなく、参議院も3年間総選挙はありません。改憲派は「黄金の3年間」を獲得しました。

自民党はこの「黄金の3年間」を利用し、一方では改憲を実現するために障害となる要素を撃破しようとし、他方で自民党が2012年4月27日に決定した「日本国憲法改正草案」の内容を実現する法律を制定して、日

本国憲法を休止させようとして
います。さらに2016年には
改憲の実現を狙っています。「集
団的自衛権」を行使できるよう
にして、それを実行できるよう
にする「国家安全保障基本法」
を制定しようとしているのはそ
の一環です。

◆集団的自衛権が生まれた理由

1945年4月25日、サンフ
ランシスコで「連合国」の全体
会議が開かれ、6月25日、国際
連合憲章が調印されました。国
際連合が発足すると、常任理事
国の一つが反対すると、「相互
援助義務」は、発動できなくな
り、国際連合への不参加の動き
が現れました。そこでアメリカ
は、国際連合憲章第51条の「案」
を提案し、合意されました。

「集団的自衛権」の根拠は国
連憲章第51条の次の規定です。

「この憲章のいかなる規定も、
国際連合加盟国に対して武力攻

撃が発生した場合には、安全保
障理事会が国際の平和及び安全
の維持に必要な措置をとるまで
の間、個別的又は集団的自衛の
固有の権利を害するものではな
い。」

この規定は米国が軍事同盟を
正当化するため、国連憲章制定
過程で書き込まれたもので、旧
ソ連も追認しました。実際に集
団的自衛権が行使された実例
は、ほとんどが両国による軍事
介入です。

◆日本国憲法「第九条」の構造

戦争は通常、対立する当事者
間の政治交渉で問題が解決しな
いときに、武力で解決しようと
して始められるものですから、
他国との戦争は、そのすべてが
「国際紛争を解決する手段」で
す。

「第九条」の「第一項」にお
いて『すべての戦争とすべての
その他の軍事活動の放棄』が明

記されています。即ち、自衛戦
争・侵略戦争・制裁戦争も放棄
しています。「戦時国際法」に
基づく、相手に戦争を行うこと
を通告―「宣戦布告」として行
う国権の発動たる戦争も、非合
法的な、相手に戦争を通知しな
いで行う国権の発動たる戦争も
放棄しています。侵略戦争を導
く要因となる侵略的なすべての
「武力(兵士と武器)による威嚇」
と「武力の行使」も放棄してい
ます。

これに対し、日本国政府の見
解は、他国から攻撃を受けたら
反撃は当然だから、「国際紛争
を解決する手段」としての戦争
とは「侵略戦争」のことであり、
日本は「自衛戦争」は放棄して
いない。

「自衛戦争」は「侵略戦争」
を生み出す『打ち出の小槌』で
す。自衛戦争を禁止しないと戦
争はなくならないのです。

「第九条」の「第二項」にお

いて、その『前段』では、すべ
ての「戦争」とすべての「武力
による威嚇」と「武力の行使」
を実行できないようにするた
め、「陸海空軍という戦力」と「そ
他の戦力」の保持を禁止して
います。

日本国政府の解釈は、「戦力」
とは、「自衛のため必要な最小
限度を超える実力」であり、そ
れを超えない実力は保持でき
る。自衛隊は、それを超えない
実力だから合憲である。自衛の
ための必要最小限度の範囲内
あるならば「核兵器」でも「細
菌兵器」でも保持できる。保持
できない「戦力」とは、日本の
「戦力」のことであるから、外
国の「戦力」は該当しない。在
日米軍は憲法違反でない。

その『後段』では、すべての「戦
争」とすべての「武力による威
嚇」及び「武力の行使」を実行
できないようにするために「交
戦権」を否定しています。国

家の「武装権」と「戦争権」は、否定されているから、日本国憲法は、「自衛権」と「集団的自衛権」を放棄しています。

内閣の解釈は、日本は自衛権と集団的自衛権を保有しているが、集団的自衛権は、日本の攻撃と無関係な攻撃に対処するものであるので、日本国の憲法の下では、行使できない。

自衛権と区別された「外交防衛権」（外交で自国を防衛する国家の権利）による日本の防衛が、日本国憲法の立場です。集団的自衛権の行使は、日本国憲法「第9条」を破壊することなしには、行うことができないのです。

◆安倍政権の狙う集団的自衛権の行使の形態

- ①公海上での米艦船への攻撃への応戦。
- ②米国に向かう弾道ミサイルの迎撃。
- ③国際平和活動をともにする他国部隊への「駆

けつけ警護」。④国際平和活動に参加する他国への後方支援。安倍政権が最も求めているものは、①と②で、③と④は国民を集団的自衛権の行使に導くための図です。

以上の2類型の問題点は

①現代の艦船は、潜水艦の攻撃に対処するために、散らばって進む。日米両国の艦船が並走するのは、ほとんどない。従って米艦船が攻撃を受けても、日本の艦船が反撃することは不可能に近い。集団的自衛権は使えない。

②米国に向かう弾道ミサイルを迎撃する手段は、まだ存在していない。それが可能となるのは、開発中の迎撃ミサイル「SM3 ブロック2A」がイージス艦に搭載可能となってからのことと言われている。集団的自衛権は使えない。

③世界最強の軍隊である米軍に攻撃を加える国があるのか。あ

るいは、世界最強の軍隊を持つアメリカに弾道ミサイルを発射する国があるのか。現実的にはありえないことをあるようにごまかして集団的自衛権を使えるようにしている。

アメリカは、台頭する中国との「米中戦争」を準備していて、日本を「米中戦争」に参戦させるために、日本に集団的自衛権を行使できるように求めています。また、「第9条」を潰すための改憲を求めています。

◆憲法9条を守るためには！

①星の数ほどの学習会をもってください。

②みなさんが語り部となつてほしい。すべてをしらなくてもいいから、自分の知っていることを語って欲しい。

③個人、団体、政党が横のつながりをもつことが必要。そして「憲法改定阻止国民会議」（仮称）を立ち上げることです。

（金子勝教授講演より）

《平和を考える本》
『アハメドくんのいのちのリレー』
鎌田 實・著（集英社）



アハメドは十二歳。パレスチナ自治区の難民キャンプで育った。イスラエル軍との戦いで亡くなる人々を悼み、銃のかわりにギターを抱いて、平和な世界を作ろうと考えた。そんな彼が、祭の日にはイスラエル兵に撃たれて脳死状態に陥った。父親は悩んだ末に、平和を願いつつアハメドの心臓を、イスラエルの少女に提供して命を救った。息子を敵兵に殺されたにもかかわらず……この《にもかかわらず》の精神があれば、世界を変えられるかもしれないと、作者は考える。

（高田）